

議案第 7 4 号

市長の給料の特例に関する条例の制定について

市長の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 9 月 5 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

市長の給料の特例に関する条例

平成 2 9 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間においては、市長の給料の月額、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年条例第 9 号）第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める給料の月額からその 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。